



憲法 14 条…法の下平等

1946年に公布された日本国憲法では、法の下平等を明記しています。授業で障がい者に対する差別や部落差別のことを学習してありますが、国家的に政治的に作られる差別が多くあります。障がい者の差別は、明治以降に表面化してきます。

授業中に、生徒に「障がい者はなぜ差別されるのですか？」と質問してみました。あらためて考えてみますとなぜ障がい者を差別するのだろうとわからなくなります。多くの生徒の答えが、「みんなと同じ行動ができないから」ということでした。みんなと同じ行動ができないことを理由に差別する発想が教室の中にいる生徒にはないので、みんななぜ差別するのか答えが見つからないで困惑していました。そんな中、「戦争にいけないから」という答えが出てきました。素晴らしいです。明治期の1873年に徴兵令が公布されてから、男子は徴兵検査によって、軍隊に入れさせられました。自衛隊と違い、戦前の軍隊は「皇軍」と呼ばれ天皇陛下が統帥する軍隊でした。この徴兵検査に合格しないと軍役に就けません。つまり天皇陛下をまもる軍役を果たせない人となります。やがて、徴兵検査に合格できない国民は「非国民」と呼ばれ、非難されます。一人前でない、半人前といわれ、国民の義務を果たせない人とレッテルを張られたわけです。そのため若者は徴兵検査を緊張して受けるようになります。不合格になったら大変だからです。

障がい者はさまざまな心無い言葉で表現されるようになります。生徒に聞きました。「障がい者は、昔、何と呼ばれていましたか？」……クラスの誰一人、障がい者以外の言葉を言える人はいませんでした。昔は「かたわ」とか呼ばれたのです。車輪がそろっていないくて、まともに動けない車という意味で「片輪」です。このような差別用語が生活の中から消えていることに素晴らしいと思いました。今の日本の政府は障がい者を差別するような政策はしていません。差別をなくす運動をしています。二度と「非国民」ということが復活するような国にならないように私たちは人権意識を高めることが大切だと思います。